

『医療措置協定』締結のお願い

次の感染症危機において、県内の医療崩壊を防ぎ、県民の生命・健康を守っていくためには、貴院の協力が不可欠であり、感染症発生の初期段階から、より迅速に、より効果的に「オール新潟」による対応を行えるよう、別紙「協定の締結依頼について」の趣旨をご理解の上、協定を締結してくださいませようお願い申し上げます。

医療措置協定の内容

	入院	発熱外来	自宅療養者等への支援	後方支援	人材派遣	感染防護具の備蓄
流行初期（国発生公表～3か月程度）からの対応	○※	○※	○	○	○	○
一定期間経過後（国発生公表3か月～6か月程度）からの対応	○	○	○	○	○	○

※ 流行初期医療確保措置（減収補填）の対象

● 入院の実施

院内の感染対策を行い、発熱患者等の入院を実施

● 発熱外来の実施

院内の感染対策を行い、発熱患者等の診察・検査を実施

● 自宅療養者等への医療の提供

自宅療養者等に対して、電話・オンライン診療又は往診の実施（可能な医療機関のみ）

● 後方支援の実施

- ①流行初期の感染症患者以外の患者の受入
- ②感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入

● 人材派遣

他の医療機関等への医療従事者派遣（可能な医療機関のみ）

● 個人防護具の備蓄

サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5物資について2か月以上の備蓄

< 協定締結の手順、問い合わせについては裏面をご覧ください >

協定締結の手順

令和6年1月30日付 感薬第1158号 医療措置協定の締結について（依頼）をお手元に置いて、手順をご覧ください。

STEP1

「別紙2 協定の締結依頼」を一読いただき、その趣旨をご確認ください。

STEP2

「別紙3 協議フォーム回答作成の手引き」と「別添 回答入力メモ」を印刷の上、ご準備いただき、回答を記載してください。

STEP3

回答記載後、手引きのURL又はQRコードから協議フォームにアクセスしてください。

STEP4

「別紙4 協議フォームシステム操作マニュアル」を確認いただき、ステップ3で作成した回答を協議フォームへ転記し、県へ送信してください。

STEP5

整理番号・パスワードが記載された「申込完了通知メール」が届きますので、必ず保管をお願いします。（整理番号・パスワードは、協議内容の修正を行う際や、協定締結完了後に協定書をダウンロードいただく際に使用します。）

STEP6

県担当者が内容を確認次第、問題がなければ「協定締結の確定通知メール」が届きますので、メールに記載されている手順通りに協定書をダウンロードいただき、締結完了となります。

※ 締結後、年に1回、協定の実施状況等の報告をいただきます。

入力締切：令和6年9月末までの入力をお願いします

お問い合わせ先

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

【Mail】 honbu3@pref.niigata.lg.jp